

令和4年度

長岡市一般住宅リフォーム補助金のお知らせ

事業目的

コロナ禍やウッドショックの影響を受けている市内の建築関連業者の振興による地域経済の活性化と市内にお住まいの方の住環境の向上及び既存住宅の継続的な利用を図るものです。

申請方法等

【申請期間】 令和4年3月1日（火）～令和4年11月30日（水） ※郵送当日消印有効

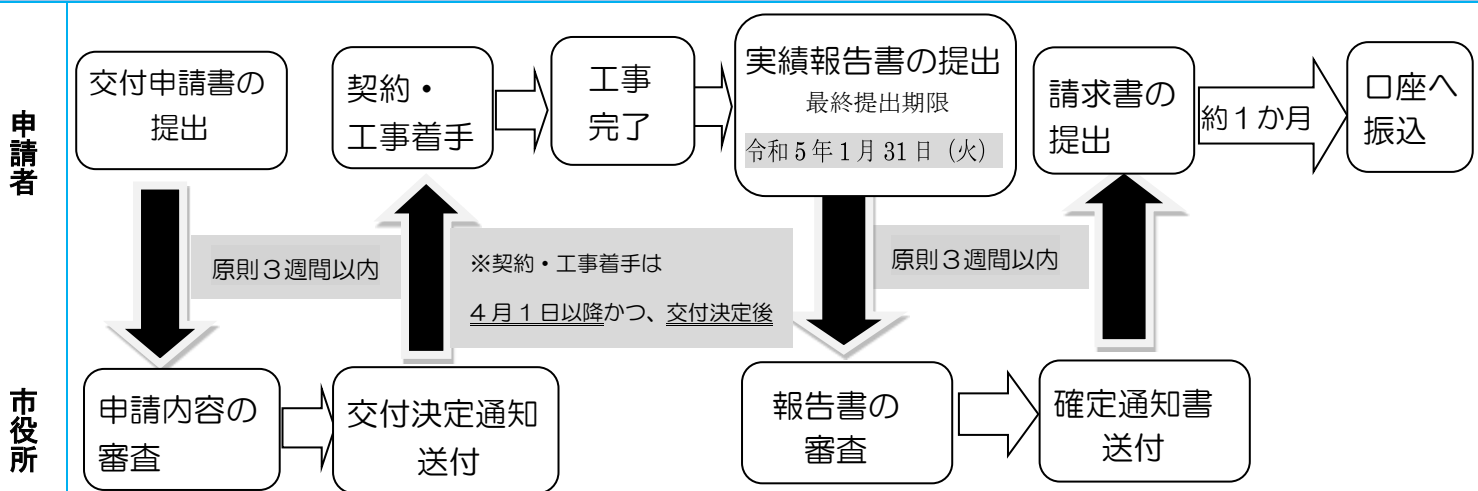
【申請方法】 別紙申請書及び添付書類を下記担当窓口（都市政策課）へ郵送で提出

【予算額】 **3,000万円**

※先着順で受付します。申請期間中でも予算が無くなり次第終了となります。

※予算残額はお問い合わせいただくかホームページで確認してください。

手続きの流れ



※対象事業の完了後、必要に応じて現地調査等を行う場合があります。

担当・問い合わせ

長岡市 都市整備部 都市政策課

〒940-0062

長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト8階

TEL: 0258-39-2265 FAX: 0258-39-2270

メール: toshisei@city.nagaoka.lg.jp

ホームページ: <https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/life03/jyutaku-reform.html>

長岡市のホームページから「リフォーム補助金」で検索！



対象要件等

※これからリフォームを行うものが対象

1. 補助対象者（申請者）

- ・市内に住所を有し居住している住宅の所有者
- ・リフォーム後市内に住所を移し居住する住宅の所有者
- ・住宅の所有者との関係が配偶者又は親子である住宅の居住（予定）者

※共有名義の場合は名義人のどちらか一方で申請

2. 住宅要件

- ・平成23年12月31日以前に建築された住宅
- ・専用住宅、併用住宅（住居部分が1/2以上）、分譲マンションの専有部分
- ・併用住宅の店舗部分改修の場合は、補助対象者本人または配偶者、二親等以内の親族が営業するものであること

3. 施工業者の要件

- ・市内に本社がある法人又は住民登録がある個人事業主

4. 対象工事

- ・バリアフリー、安全、省エネ、防災、長寿命化、新しい生活様式に配慮した工事など住宅に係る部分で業者に依頼して行う工事全般（3～4ページ参照）

5. その他の要件

- ・過去に住宅リフォーム支援事業補助金を受けた事がある方及び住宅は対象外です。
- ・市税の滞納がある人は対象外
- ・同一工事に対して、他の市補助金と重複受給不可
- ・この他長岡市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱による

補助額

5万円（上限）

補助対象工事費の 1 / 5

補助対象工事費が10万円（税込み）以上からが対象

交付申請時に必要な書類

1. 交付申請書兼同意書

- ・申請書裏面の承認事項を確認し、氏名欄は自署

2. 見積書の写し

- ・宛名は申請者で施工業者の代表者名の記載があるもの
- ・明細に補助対象工事の内容が確認できるもの

3. 施工前写真

- ・補助対象とする施工箇所が確認できるもの
- ・屋根、外壁工事は4枚程度撮影し方角等を補記
- ・申請時点で施工前写真（屋根工事等）を撮ることが困難な場合は実績報告書提出時に提出

※A4用紙に貼付して提出

4. その他

<併用住宅の場合>

- ・住宅各階の平面図

<増改築・間取りの変更工事の場合>

- ・当該工事階の改修前後の平面図

<併用住宅の店舗部分改修の場合>

- ・事業を営んでいることを証明する書類（青・白色申告書の写し、法人確定申告書の写しなど）
- ・申請者と事業を営む者が異なる場合は申請者との関係がわかるもの（住民票、戸籍抄本など）

実績報告時に必要な書類

1. 実績報告書

- ・氏名欄は自署

2. 領収書の写し

- ・施工業者が発行し、業者印が押されたもの
- ・宛名が申請者であるもの（宛名は姓・名ともに記載）

3. 施工後写真

- ・補助対象とした施工箇所が確認できるもの（施工前、施工後それぞれが比較できるように撮影したもの）
- ・屋根、外壁工事は4枚程度撮影し方角等を補記
- ・申請時点で施工前写真を提出していなかった場合は施工前写真

※A4用紙に貼付して提出

4. その他

<交付申請時から工事金額が変更になった場合>

○見積書の写し

- ・変更した工事の内容が明細で確認できるもの
- ・作成日の記載があるもの
- ・工事内容が確認できる明細の付いた請求書でも可
- ・値引きによる金額変更のみの場合は不要

<リフォーム後に居住した場合>

○住民票

- ・実績報告提出日から3か月以内に発行された、転入、転居後の住民票（マイナンバーの記載がないもの）

補助対象工事例

工事番号	工事内容	
①浴室の改修	ユニットバスへの取替え工事	給湯器の取替え工事
	またぎ高さの低い浴槽への改修工事	滑りにくい床材への改修工事
	レバーハンドル、ワンプッシュ式水栓への取替え工事	換気扇の設置、取替え工事
	浴室暖房機の設置、取替え工事	
②便所の改修	便器、便座の取替え工事	ウォシュレット、手洗い器の設置・取替え工事
③洗面所の改修	洗面台の取替え工事	レバーハンドル、ワンプッシュ式水栓への取替え工事
④台所の改修	システムキッチンの設置・取替え工事	換気扇の設置、取替え工事
	既存システムキッチンのIHクッキングヒーター、ガスコンロ（ビルトインタイプ）の取替え工事	
⑤内装の改修	畳の入替え、表替え工事	襖や障子の張替え
	壁・床・天井の張替え、塗装工事	建具の入替え工事
	断熱材の入替え、設置	造り付け家具の造作工事、家具固定改修工事
	廊下の改修工事	階段の改修工事
	手すりの設置工事	段差解消機、階段昇降機、ホームエレベーターの設置工事
	スロープ（固定するもの）の設置工事	居室等の増減築、間取りの変更工事
	電気配線、コンセントの取替え工事	安全柵の設置工事
	エアコンの設置工事	埋め込み式照明の取付、取替え工事
⑥窓の改修	ペアガラス又は二重サッシ（内付けサッシの取付けを含む）への取替え工事	アタッチメント付き複層ガラスへの取替え工事
	網入りガラス窓や強化ガラス窓への取替え工事	
⑦出入口の改修	既存の戸の改修、取替え工事	改修後の出入口の幅が大きくなる工事
	断熱扉への取替え工事	
⑧屋根、外壁の改修	屋根、外壁の張替え又は塗装工事	陸屋根防水シートの張替え又は塗装工事
	陸屋根屋上手すりの塗装工事	不燃材料の軒裏材への張替え工事
	雨樋の取替え・塗装工事	ベランダの床材、手すり、屋根の取替え工事
	スロープの設置工事	玄関外の手すり設置工事

工事番号	工事内容	
⑨ 躯体の補強	外壁や内壁の改修に合わせて、筋交いや耐力壁等を有効に設置し、耐震性を高める部分補強工事	基礎、土台、柱、梁等の補強工事
⑩ 雪処理対策工事	屋根に雪止めを設置する工事	雪止めアングルや雪止めネットの設置工事
	雪囲い・風除室の設置工事	屋根融雪装置の設置、改修工事
	落雪式屋根構造への改造、屋根の滑雪能力を高める張替え又は塗装工事	屋根からの落雪による危険を防ぐ工事
⑪ 給排水設備等の改修	給排水・ガス管等の改修工事	下水道への接続工事
⑫ 新しい生活様式に対応する改修	宅配ボックスの設置工事	モニター付きインターホン設置工事
	タッチレスドア、水栓の設置、改修工事	手洗い器の設置工事
	通風式玄関ドア（網戸付き玄関ドア等）の設置工事	換気設備の設置工事
	機能性壁紙（抗ウィルス対応の壁紙等）の張替え工事	室内に洗面所とトイレを設置する工事
	テレワーク等のための造り付け家具（机、本棚等）の設置工事	防音に配慮する工事（間仕切り、断熱材を入れ且つ窓2重サッシ）

補助対象とならない工事例

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の伴わない家具、家電の設置、搬入 ・ 非居住用家屋（車庫・納屋等）を居住用に改修する工事 ・ 外構工事、壁面の緑化工事等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 害虫、害獣駆除 ・ 車庫・カーポートの設置、改修工事 ・ 物置・ウッドデッキの設置、改修工事 |
|--|--|

注意事項

施工業者について

施工業者の変更は原則認められません。やむを得ない事情が発生した場合は、都市政策課までご相談ください。

建設業等を営んでいる者（代表者）が所有し居住している住宅を、自身が営んでいる会社で改修する場合は、補助対象となりません。

対象工事について

交付決定後に工事内容が変更となり、工事費が減額になった場合は、補助金額も減額となる場合があります。工事費が増額となった場合は、補助金額の増額はできません。

対象とした工事箇所を交付決定後に変更することは、原則認められません。やむを得ない事情が発生した場合、都市政策課へご相談ください。

工事を中止した場合について

事情によりリフォームを中止した場合は、速やかに中止届を提出してください。様式は長岡市ホームページに掲載されています。